

特別仕様書や特記仕様書に掲載されている働き方改革・DX等の要領等の掲載箇所

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/nosei/index.html>

① インターネット検索窓で『茨城県 農地整備課』を検索



② 『農地局農地整備課 - 茨城県』をクリックし

茨城県 農林水産部 農地局 農地整備課のHP（下図・標題のURL）に移動します



③ 下にスライドして『技術管理担当』にいくと（右図）特記

仕様書に掲載されている要領等が確認できます
※ 週休2日制促進工事の試行要領は掲載されていません



茨城県農林水産部農地局が発注するICT工事試行要領に記載されている
農林水産省農村振興局整備部設計課『情報化施工技術の活用ガイドライン』の掲載箇所

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/220812.html>

ICT工事は農水省のガイドラインを適用してください

茨城県農林水産部農地局が発注するICT工事試行要領

(目的)

第1条 本要領は、茨城県農林水産部農地局が発注する工事において、情報通信技術(ICT)を活用する「ICT工事」の試行にあたり必要な事項を定めるものである。

(適用基準)

第2条 本要領に記載のない事項は、農林水産省農村振興局整備部設計課「情報化施工技術の活用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を適用する。

① インターネット検索窓で『農林水産省 情報化施工』を検索



② 『農業農村整備における情報化施工及び3次元データの活用』をクリックし、農林水産省農村振興局の『農業農村整備における情報化施工及び3次元データの活用』のHP（標題のURL）に移動

③ 下にスライドして『情報化施工技術の活用ガイドライン』の『令和7年度版』の+を押すと確認できます（右図）
※ 上半期（9月末日迄）契約工事は前年度（R7年度版）を使用



+を押して
展開する

ガイドラインに掲載されている実施内容に応じて 必要な様式を
(事前に) 監督員に提出する 必要がありますので注意！